

# 学 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本校は、歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ有能な歯科衛生士を養成することを目的とする。

第 2 条 本校は、長崎歯科衛生士専門学校と称する。

第 3 条 本校は、長崎県長崎市茂里町3番19号に置く。

第 4 条 本校は、一般社団法人長崎県歯科医師会が設置経営する。

第 5 条 本校の修業年限、学生定員、学級数及び学生総定員は次のとおりとする。

修業年限	1 学年定員	1 学年学級数	学生総定員
昼 3 年	5 0 名	1	1 5 0 名

## 第 2 章 学 科 課 程

第 6 条 学科課程及び単位数は別表のとおりとする。

## 第 3 章 学 年、学 期 及 び 休 業 日

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 条 学年は次の2期に区分する。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 9 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する日
- (3) 春期休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで
- (4) 夏期休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (5) 冬期休業 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで

2. 校長は必要に応じ前項第3号から第5号までの休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第10条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午前 9 時から午後 4 時 20 分まで

## 第 4 章 入 学、休 学、退 学 及 び 転 入 学 等

第11条 入学及び進級の時期は学年の始めとする。

第12条 本校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項に該当する女子とする。

第13条 入学志願者は、定められた期日内に次のものを校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書・履歴書（第1号様式）
- (2) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書、及び調査書又は成績証明書
- (3) 写真 上半身無帽2枚（出願前3か月以内撮影のもの）
- (4) 入学検定料

第14条 入学志願者に対しては、学科試験、人物考査等を行い、その成績及び最終学校調査書の成績を総合して選考し、教務委員会の議を経て校長が入学を許可する。

第15条 入学許可を受けたもの（以下「学生」という。）は指定期日までに保証人2名の誓約書（第2号様式）に必要な学費を添えて校長に提出しなければならない。

2. 卒業見込で受験したものは、卒業証明書を提出しなければならない。
3. 前項の手続を怠り、または入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。
4. 第1項に規定する保証人2名の内1名は保護者、他の1名は、独立の生計を営み、学生の身上に関し一切の責任を負うことのできるものでなくてはならない。

第16条 本人及び保証人の身分上に異動、または住所変更等のあった場合は、直ちに異動届（第3号様式）を校長に提出しなければならない。  
但し、改名転籍の場合は戸籍謄本または抄本を添付しなければならない。

第17条 学生が欠席する場合は、欠席届（第4号様式）を校長に提出しなければならない。  
但し、病気で1週間以上引続き欠席する場合は医師の診断書を添付しなければならない。

第18条 学生が休学する場合は、休学願（第5号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 又、健康管理上特に必要と認めた場合は、校長は休学を命ずることがある。
2. 休学期間は1年以内とする。

第19条 復学を希望する者は復学願（第6号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気による休学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2. 前項の場合は休学時の学年に編入する。

第20条 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所または文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校の学生が所属長の承諾書を添えて転入を志願したときは、校長が定員に欠員のあった場合に限り、選考の上これを許可することができる。

2. 転入学の時期は学年の始めとする。

第21条 本校の在学期間は、修業年限の2倍の年数を越えることはできない。

第22条 学生が退学する場合は、退学願（第7号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## 第5章 成績考査、進級、卒業

第23条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績により評定する。

第24条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、校長が定める学科目並びに実習について行う。

2. 臨時試験は、校長が必要と認めたとときに行う。

第25条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

第26条 各学科及び実習にかかる出席時間数が前条に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行ったうえでなければ受験することができない。

第27条 各試験の成績は1科目100点満点として、60点以上を合格とする。

第28条 試験の成績が合格点に達しない者は、2回再試験を受けることができる。

2. 再試験の期日は別に定める。

3. 再試験料は別に定める。

第29条 試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

2. 追試験の期日は別に定める。

3. 追試験料は別に定める。

第30条 授業科目を履修した者に対しては、成績評定が合格の場合に所定の単位を与える。

第31条 教育上有益と認めるときは、本校に入学する前に他の専修学校の専門課程・大学・短期大学等において修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

但し、本校の課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

2. 履修認定に関する必要な事項は別に定める。

第32条 校長は、教務委員会の議を経て、当該学年の課程を履修した者を進級させ、第6条に定める学科課程を履修した者に卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

第33条 入学検定料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

(1) 入学検定料	20,000 円
(2) 入学金	300,000 円
(3) 授業料（年額）	450,000 円
(4) 実習費（年額）	130,000 円

第34条 入学検定料、入学金は校長が指定した期日までに、授業料、実習費は各学年の始めに納付しなければならない。

第35条 すでに納入した入学検定料、入学金及び在學生に係る授業料、実習費は理由のいかんを問わず、一切これを返還しない。

第36条 一定の要件を備える者については、授業料等を軽減又は免除することがある。

なお、要件及び軽減額については教務委員会で決定する。

## 第7章 教職員の組織

第37条 本校に次の教職員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 校長   | 1名   |
| (2) 副校長  | 1名   |
| (3) 教務部長 | 1名   |
| (4) 専任教員 | 5名以上 |
- (内 1名は教務主任とし、3名はクラス担任を兼ねる。)
- |            |            |
|------------|------------|
| (5) 非常勤講師  | 校長が必要と認める数 |
| (6) 専任事務職員 | 1名以上       |

## 第8章 委員会

第38条 本校に教務委員会を置く。

2. 教務委員会に関する必要な事項は別に定める。

第39条 本校を適正に管理運営するために、運営委員会を置く。

2. 運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

第40条 本校に教育課程編成委員会を置く。

2. 教育課程編成委員会に関する必要な事項は別に定める。

第41条 本校に学校関係者評価委員会を置く。

2. 学校関係者評価委員会に関する必要な事項は別に定める。

## 第9章 賞 罰

第42条 校長は、学業品行共に優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

第43条 校長は、学則その他の規定に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは、教務委員会の議を経てその学生を懲戒することができる。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者。
- (2) 病気または成績不良で卒業の見込みがない者。
- (3) 正当の理由がなくて引き続き2週間以上欠席した者。
- (4) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
- (5) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者。

## 第10章 健康管理

第44条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条に準じ健康診断を受けなければならない。

## 第11章 雑 則

第45条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、厚生大臣の指定を受けた日（昭和59年3月10日）から施行する。

附 則

1. 本改正は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

1. 本改正は、平成15年4月1日から施行する。
2. 平成14年度入学生の修業年限，授業時間数，休業日，始業及び終業の時刻，授業料及び実習費は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本改正は、一般社団法人長崎県歯科医師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

本改正は、平成29年3月1日から施行する。

# 入学願書・履歴書

受験 番号	
----------	--

平成 年 月 日現在

長崎歯科衛生士専門学校長 様

私は、貴校に入学を志望いたしますので、関係書類を添えて申込みます。

ふりがな  
氏名

印

昭和 平成 年 月 日生 (満 歳)

写真貼付欄

1. 無帽上半身、正面向
2. 出願前3カ月以内に撮影のもの
3. 全面貼りつけること  
(縦4cm×横3cm)

入試種別	※下記の該当する□に☑マークを入れてください				
	<input type="checkbox"/> 指定校推薦	<input type="checkbox"/> 高校推薦	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 社会人	
選択科目(英語・生物)					
ふりがな					
現住所(〒 - )					
自宅電話( ) -			携帯電話( ) -		
学歴	学校名	在学期間		区分	
	中学校	昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成	年 月	卒業
	高等学校	昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成	年 月	卒業・卒業見込
		昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成	年 月	卒業・卒業見込
職歴	勤務先	勤務期間		職名	
		昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成	年 月	
		昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成	年 月	
資格取得歴	資格の種類	免許登録番号	免許登録年月日	試験合格年月日	

第2号様式

誓 約 書

現住所  
氏名  
平成 年 月 日生

上記の者が貴学校に入学を許可されましたので、諸規則を守らせることは勿論、在学中における一切の件は、私どもにおいてお引受けいたして、決して御迷惑をおかけしないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎歯科衛生士専門学校長 様

保護者 現住所  
本人との関係  
氏名

年 月 日生

保証人 現住所  
本人との関係  
氏名

年 月 日生

第3号様式

異 動 届

次のとおり異動しましたのでお届けします。

記

新

旧

異動年月日 平成 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

異動届出者氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第4号様式

欠 席 届

次のとおり欠席しましたのでお届けします。

記

期 間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 日間

理 由

平成 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

保護者氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第5号様式

休 学 願

次の理由により休学いたしたいので、許可されますようお願いいたします。

記

期 間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 日間

理 由

平成 年 月 日

学生番号 番

学生氏名

保護者氏名

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第6号様式

復学願

平成 年 月 日付で休学の許可を得ましたが次の理由により復学いたしたいので許可されますようお願いします。

記

理由

平成 年 月 日

学生番号 番

学生氏名 ㊟

保護者氏名 ㊟

長崎歯科衛生士専門学校長 様

第7号様式

退学願

次の理由により退学いたしたいので、許可されますようお願いします。

記

理由

平成 年 月 日

学生番号 番

学生氏名 ㊟

保護者氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

長崎歯科衛生士専門学校長 様